

ヤスクニ・レポ 224

日本国憲法をわたしたちの憲法に

代表 西川重則

1

日本国憲法が施行された一九四七年五月三日から七一年になる今年の五月三日を中心にマスコミが憲法問題を大きく取り上げていた。一方、改憲に反対の立場、賛成の立場がそれぞれ集会を開き、お互いの立場を訴えていたのも周知の事実と言えよう。

私自身も今年になって、毎月、どこかで講師として招かれ、日本国憲法をめぐる諸問題について報告し、今後の課題について私たちの責任をどう考え、どう果たすべきかを真剣に訴え、共に学び合う機会を有効に用いて、アジアの視点に立って、日本の戦後史を総括している昨今である。

今年の二月から毎月東京から遠くの集会に招かれ、日本国憲法のすぐれた特徴の具体例を含む重要な過大を報告し、安倍首相が発言している二〇二〇年に憲法改正(改悪)を実現しようとしている厳しい政治姿勢をいかに阻止すべきかを訴え続けている私である。

ともあれ、どの新聞も二〇一八年の今年から二〇二〇年の安倍首相が明言しているように、改憲をめぐる報道に懸命と言ってよい。「安倍政権で改憲反対 58% 9条首相案反対 53% 本社世論調査」

(「朝日新聞」五月二日(水)の朝刊第一頁)と大きな見出しで、読者に知らせている。第一面の報道の内容は極めて重要な報道であるだけに、私の講演に際して、マスコミの会見の賛否について、貴重な参考資料として正確に知らせる努力をしているが、五月二日の「朝日新聞」の第一面の解説を参考に掲載すれば次の通りである。

「5月3日の憲法記念日を前に、朝日新聞社は憲法を中心に全国世論調査(郵送)を実施した。安倍政権のもとで憲法改正を実現することに『反対』は58%(昨年調査では50%)、『賛成』は30%(同38%)昨年調査よりも『反対』が増え、『賛成』が減った。安倍晋三首相が昨年の憲法記念日に打ち

出した9条1項、2項を維持して自衛隊の存在を明記する改正案には、『反対』53%が『賛成』39%を上回った」。

また第二面の初めに、重要な見出しを大きく、「政策優先度 憲法改正は最下位 本社世論調査 憲法論議『高まっていない』71%と書いている。具体的に「安倍首相に優先的に取り組んでほしい政治課題は…」は次の通りであり、憲法改正が最下位となっているのは、無視できない重要な報告である。記せば次の通りである。

- 60% 景気・雇用
- 56% 高齢者向けの社会保障
- 50% 教育・子育て支援
- 38% 財政再建
- 34% 震災復興
- 32% 安全保障
- 23% 外交
- 16% 原子力発電・エネルギー
- 11% 憲法改正

以上は貴重な報告であるが、「憲法論議『高まっていない』71%」と報道されていることから理解できるが、具体的に憲法改正のための国民投票の実施はいつごろ行なわれるのがよいのかについては、次のように報道されている。

「そもそも発議する必要はない」が30%で、最多。次いで「2021年以降」は26%。「年内」の発議を選んだのは11%。自民党は年内の発議をめざすが、自民党支持層でも「年内」と答えたのは16%にとどまった。

以上が三頁目の「政策優先度 憲法改正は最下位」と報道された背景であり、憲法記念日を前にしての今年の五月二日(水)の「朝日新聞」の主権者・有権者からの「世論調査」の実態であり、貴重な報告と言ってよい。

2

それでは私たちは憲法改正(改悪)をめぐる重大な課

題についてどう対峙すべきであろうか。幸い、「朝日新聞」(二〇一八年五月三日の朝刊)の一〇頁に「私と憲法」と題する何人かの意見を読み、私と同じ意見を投稿された方々がおられることを知り、感動したものである。たとえば「……改憲を考えるにせよ、現憲法をしっかりと理解し、『私の憲法』になってからの判断であることが大前提だ」という方が「私の憲法 改憲論議は学んでから」と題する一文を寄せている。また他の方の「すべて公職は『全体の奉仕者』」と題する投稿は、「今、政治を見ていると国民主権が危機にひんしているように思う。官僚も政治家も、憲法 15 条の原点に戻ることを強く求めたい」と言う。その他の投稿者からも共に学び合う必要さ、緊急さを改めて痛感させられたものである。

同じ五月三日(木)の「朝日新聞」の社説の「安倍政権と憲法」と題し、その内容は文字通り、「改憲を語る資格あるのか」という見出しの通り、安倍政権が日本国憲法について、どう考えているかについては、日本国憲法について正確な認識・学びがゼロと言っても言い過ぎではない、文字通り「改憲を語る資格あるのか」、ゼロに等しい酷評の社説を何度も読み直したものである。

さて、最後は私自身の憲法の書物であるが「前

文」、本文に至るすべての日本国憲法の条文を一頁ずつ解説したユニークな書物として、公演のときに持って行き、参加者に勝ってくださるよう勧めて購入いただいているものがある。表題は、『わたしたちの憲法 前文から第 103 条まで』とし、いのちのことば社発行、本体一二〇〇円である。書物の特徴は文字通り「わたしの憲法」となるために熟読して欲しいと願ってのことであり、日本国憲法を私たちの憲法として理論だけでなく、本人の憲法として生かし、平和憲法にマッチし、市民運動にもふさわしく非暴力平和主義を体得し、日本国憲法が敗戦の一九四五年八月一五日の後一九四七年五月三日に施行された歴史的意味を体得し、「前文」の貴重な文章から始まって本文の最後まで各条文の歴史的意味を体得し、戦争によって、中国・韓国その他アジアの国々に対して侵略と加害の戦争責任の歴史的事実を真剣に学び、深い反省と謝罪によって平和国家日本のあり方を主権者・有権者として考え、「わたしたちの憲法」として、条文のすばらしさを国境をこえた国際連帯の確立にも生かすわたしたちであることを心から願うことを記して終わりたい(二〇一八年五月三日)。

2018年4月20日例会奨励「世代間ギャップを越えて」

ヨシュア 5 章 須田毅牧師 (JECA 西堀キリスト福音教会)

「エジプトから出てきた民」と「荒野で生まれた民」とでは、明らかな違いがある。エジプトでの隷属状態の辛苦、そして出エジプトという主なる神による驚くべき解放を知る親の世代と、それを知らない世代とでは、大きな経験の溝がある。しかし、主は異なるも似た経験(ヨルダン渡河など)を「荒野で生まれた民」にも経験させる。そこで主が求めるのは、十二の石をもって、主のみわざを次世代に語り伝えることである。

信教の自由との取り組みの中、戦時下あるいは直後の経験を持っておられる世代と、「もはや戦後

ではない」と語られ始めた時代以降に生まれた世代とでは、大きな違いがあると、後者の立場から常に考える。経験の大きな違いがあるとしても、私たちは神の見わざを語り告げ、そしてそのお方の御前でのありかたを常に問われている。ヨシュアに主の軍の将が求めた履物を脱ぐことは、きよめの求めでもあろう。経験の有無によって、日本のキリスト教会の社会的課題との取り組みの動機付けや熱心さが左右されるべきではない。神に対するきよさへの求めが、この世の罪との格闘における力をもたらすはずである。

「本の紹介」

■小島毅著『天皇と儒教思想 伝統はいかに創られたのか?』(光文社新書、新刊 928 円)

星出卓也

天皇制は明治維新以降大きく変容した。西洋の装いを取り入れ、服も食べ物も住まいも、儀式もすべて洋装を取り入れて「近代化」の象徴の存在として宣伝された。皇室祭祀という古くからの伝統と思え

るものも、実は明治維新以降に大きな変遷を遂げ近代天皇制に合わせて改変された。しかし、その思想的な源流は、8 世紀の律令制と同様、中国からの儒教思想にその源流があり、そして大きく近代化に風貌を変えたかに見える近代天皇制も、その思想的根源において、儒教思想資源として大きく作用した。今日の天皇制の思想的源流をさぐる。